

# 藤浪中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方について

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えをもとに教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

なにより学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心安全に生活できる場でなくてはならない。そのため、生徒が安心して生活することのできる「集団づくり」、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもつ「授業づくり」を目指して学校づくりをすすめていく。

## 2 「いじめ防止対策組織」について

校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主事・養護教諭・学年生徒指導担当職員・スクールカウンセラーからなる「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。また、「生徒指導部会」を毎週木曜日に開催し、いじめ防止に対する方策を日常的に相談するとともに、各学年や部活動、養護教諭・スクールカウンセラー・地域からの情報を共有することを目的として開催する。いじめの兆候や懸念を学校全体で共有し、個々の生徒に応じた適切な指導方法を考える。そして、学年会を通じて学年職員や担任に、また、部活動顧問にも情報を提供したり、指導の方針・方策をアドバイスしたり、協力して指導にあたりたりする。また、生徒の状況によっては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・病院・適応指導教室・児童相談センターなど必要な機関との連携を図る。



## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組みについて

### (1)いじめの未然防止の取組

ア 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

イ 意欲的でしかも、秩序と規律のある学年・学級づくりに努め、悪口や嫌がらせなどいじめにつながる行為がおきない環境を整える。

ウ 学校祭や委員会といった生徒会活動や部活動など生徒自らが中心になって活動する場面において、ひとつの目標にむかって全員が取り組む中で、互いの個性を知り、尊重し認め合う心を育てる。

エ 外部から講師を招く機会を設け、その人の夢や生き方、ものの見方・考え方を学ぶことで、自分の将来に夢をもち、諸活動に意欲的に取組み、自己肯定感を高めることに努める。

## (2)いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。ここで得た情報は、担任だけでなく、学年や生徒指導部会に伝達することで、学校全体が個々の生徒に注意を払うことができるようにする。
- イ ホームページや配布物によって学校のいじめへの取組みを保護者や地域に知ってもらうことで、家庭や地域での生徒の行動に関心を寄せてもらい、ここからの情報をもとにいじめの早期発見に努める。
- ウ 放課や給食時にスクールカウンセラーが教室や廊下を巡回し、教師とは違った視点から精神的に不安を抱えている生徒がいないか、行動に心配の見られる生徒がいないかを確認する。そして、心配な生徒が見つかった場合、どのように対応するかを担任と相談する機会を設ける。

## (3)いじめに対する措置

- ア いじめの通報を受けたらいじめ・不登校対策委員会を中心に対応する。
- イ 被害生徒とその保護者への支援を最優先に考える。
- ウ 「丁寧な初期対応」・「確実な見届け」をしっかりと行う。
- エ いじめが起きた集団へ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。
- オ ネット上のいじめについては、市当局や場合によって法務局・警察とも連携をとりながら指導にあたる。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合、いじめ・不登校対策委員会を中心に、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組みについては、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組の評価および保護者への学校評価アンケートを実施し、生徒指導部会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は4月にホームページに記載する。
- (2) 長期休業中の事前事後の指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】

重大事態の発生

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※ 「いじめ防止対策組織」を調査組織の母体とする。
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ※ 希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を行う。

## いじめ防止 取組みの年間計画

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容確認	○相談室・適応指導教室・SCの生徒や保護者への周知 ○学級開き・学年開き ○情報モラル教室	○いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知 ○生活アンケート(記名)(無記名) ○教育相談	○「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載 ○授業参観
5月		○自然教室(2年)	○QU 検査	○三者懇談
6月	○いじめ・不登校対策委員会	○修学旅行(3年)		○学校運営協議会 ○授業参観
7月	○中間評価→検証	○夏休みの生活について		
8月				
9月			○生活アンケート(記名)(無記名) ○教育相談	
10月	○生徒理解に基づく指導 自己チェック ○いじめ・不登校対策委員会	○学校祭 ○心肺蘇生法講習会		○学校祭参観 ○三者懇談
11月		○職場体験学習(2年) ○豊かな心を育む活動		○授業参観 ○新入生説明会
12月	○学校評価(教職員)検証	○人権講話 ○冬休みの生活について	○学校評価アンケート(生徒)	○学校評価アンケート(保護者)
1月		○命の授業(保健指導)	○生活アンケート(記名)(無記名) ○教育相談	
2月	○いじめ・不登校対策委員会 ○生徒理解に基づく指導 ○自己チェック			○学校公開日 ○学校運営協議会
3月	○学校評価に基づき「基本方針」の見直し	○3年生を送る会		○学年PTA
通年	○生徒指導部会(週1回開催)	○朝礼による校長講話 ○生徒会各種運動 ○部活動 ○いじめ防止啓発の掲示物	○健康観察 ○養護教諭・SCによる相談	○ホームページによる発信 ○生徒指導だよりの発行